

----- 受験上の配慮について -----

- 大学入学共通テストにおいては、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行います。
- 配慮事項については、志願者からの申請に基づき、大学入試センターで審査の上、決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。

----- 申請等の主な流れ -----

- ① **「1 申請から受験までの主な日程」**（→2 ページ）で、受験上の配慮に係る日程を確認してください。申請期間及び通知文書送付時期は下表のとおりです。

＜申請期間及び通知文書送付時期＞

	申請期間	受験上の配慮事項 審査結果通知書	受験上の配慮事項 決定通知書
出願前申請	8月1日（木）～ 9月3日（火）（消印有効）	9月下旬に送付	12月上旬～中旬に送付
	9月4日（水）～ 9月24日（火）（消印有効）	11月下旬に送付	
出願時申請	9月25日（水）～ 10月7日（月）（消印有効）		

※ 出願前に審査結果の通知を希望する場合は、9月3日（火）（消印有効）までに申請してください。

※ 希望する配慮事項によっては審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮を希望する場合は、できるだけ出願前（8月1日～9月24日）（消印有効）に申請してください。

- ② **「3 受験上の配慮事項」**（→6 ページ）で、希望する配慮事項を確認してください。
 - ※ **「4 受験上の配慮内容」**（→12 ページ）では、病気・負傷や障害等の種類や程度ごとに代表的な配慮事項の例などを示していますので、参考にしてください。
 - ③ **「9 申請書類」**（→35 ページ）で記入例等を確認の上、必要書類を作成し、**「2 申請方法等」**（→4 ページ）のとおり申請してください。
 - ④ **「5 受験上の配慮事項の決定」**（→29 ページ）のとおり、申請のあった配慮事項については大学入試センターにおいて審査の上、配慮事項を決定します。
 - ⑤ 審査結果の通知等については、**「6 通知文書」**（→29 ページ）のとおり送付します。
- ※ **「7 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮」**（→33 ページ）は、大学入学共通テストの出願後の不慮の事故等（交通事故、負傷、発病、症状の悪化等）のために申請する理由が出願後に発生した場合に限り行うことができるものです。

受験上の配慮に関するQ & Aを大学入試センターのホームページ（→裏表紙）に掲載していません。申請前に確認してください。